

平成 12 年 4 月 1 日

## 立正大学同窓会本部理事会運営細則

立正大学同窓会会則第 12 条 3 項により、立正大学同窓会理事会（以下「理事会」という。）を置き、理事会の運営に関して、下記の通りに定める。

### （組織・目的）

第 1 条 理事会は、会長、副会長、理事、本部事務局長をもって組織し、必要のつどこれを開催し、案件の企画・立案をし、会務を執行することを目的とする。

### （構成）

第 2 条 理事会の構成員は、代議員会において、代議員の内より各学部単位で 2 名ずつ互選された理事 16 名と、副会長 8 名、学部に帰属しない会長および本部事務局長の 26 名とする。

### （選出）

第 3 条 理事の選出手順等については立正大学同窓会本部各種役員選出取扱要領による。選出された理事は、代議員会において、承認を必要とする。

### （任期）

第 4 条 理事の任期は下記の通りとする。

- 1 理事の任期は 1 期 3 年とし、2 期までとする。任期満了の場合は、後任者の選出までその任務を遂行するものとする。
- 2 補欠または補充によって選任された理事は現任理事の残任期間とする。
- 3 理事の選出母体は代議員会であり、任期については代議員の在任期間に含まれる。ただし、会長在任期間は含まれない。

### （各種委員会）

第 5 条 理事は別に定める各種委員会を組織し、会務を掌握し、これを執行する。

### （職務）

第 6 条 理事会は所管事項を審議し、会長はこれらを必要に応じて、代議員会に上程する。

### （招集）

第 7 条 理事会の開催招集は必要に応じて会長が行い、委任状を含めた過半数の出席により成立する。ただし、理事の半数以上より開催要求があった場合については、会長は緊急かつ速やかに理事会の開催招集をしなければならない。

### （議決）

第 8 条 理事会において議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成を必要とする。なお、委任状については、賛否評決には含まないものとする。

(議長)

第9条 理事会の議長は会長がなり、理事会会務を統轄する。

また、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長の内から互選により代理するものとする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の決議により決定する。

附 則 1 (削除)

2 (削除)

3 この細則は平成12年4月1日から施行する。

4 平成15年2月22日改正、平成14年3月25日施行

5 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行

6 平成20年6月21日改正、平成20年6月21日施行

7 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

8 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行

9 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

10 令和2年8月29日改正、令和2年8月29日施行